

## ■2025年度A日程 一般入学試験・実務経験者特別入学試験

### 「民法」問題の出題趣旨・解説

#### 【設問】I (1)

問題文に、「契約における当事者の意思表示の解釈はどのようになされるべきか、という点に着目して」とあるので、この出題趣旨に沿って解説する。本問は、意思表示の解釈に関する意思主義と表示主義の考え方、誤記による錯誤（表示上の錯誤、表示行為の錯誤）を問うものである。

契約における当事者の意思表示を客観的に解釈すべきとする立場（契約の成立に関する表示主義といわれるが、以下、表示主義と表記する。）では、当事者の主觀を離れて、一般社会でどのような意味でその表示が理解されているかを基準とすべきことになる。表示主義の立場を貫徹すると、契約書に「乙」50本と表示されている以上は、A B間の売買契約の目的物は「乙」50本だということになる。したがって、AはBに対して「乙」50本の引渡しを請求でき、BはAに対して25万円を請求できることになる。

仮に、この考え方をとった場合、「乙」50本を受け取って25万円を支払うという、Aにとって不利な契約内容となる。ここで、Aがこの売買契約の効力を否定するためには、Aは錯誤によりA B間の売買契約を取り消すことが考えられる。

この場合、Aの錯誤は誤記になるので、表示上の錯誤として表示行為の錯誤（意思表示に対応する意思を欠く錯誤）になる（民95条1項1号）。表示行為の錯誤による取消しの要件は、表意者に、表示に対する内心的効果意思が欠如しており、表意者がこれに気づいていないこと（意思の無意識的欠缺）、要素の錯誤であること（民95条1項柱書）、表意者による相手方に対する取消の意思表示がなされたこと（民123条）である。これに対して、表意者に重過失があれば、表意者は錯誤による意思表示を取り消すことができない（民95条3項柱書）。ただし、表意者に重過失があっても、民95条3項1号2号所定の事情があれば、表意者はなおも錯誤による意思表示を取り消すことができる。

契約が取り消されると、契約は溯及的に無効となる（民121条）。本問では、A Bともに債務を未履行であるから、A B双方の債務は単純に消滅する。Aが錯誤による取消権を行使すれば、AはBに対して「乙」50本の引渡しを請求できなくなり、BはAに対して25万円の支払いを請求できなくなる。

#### 【設問】I (2)

AはBに対して「甲」50本の引渡しを請求でき、BはAに対して25万円の支払いを請求できる、とする結論を導くには、二つのアプローチがありうる。

第一は、修正された意思主義からのアプローチである。契約における当事者の意思表示の解釈は、当事者が表示に付与した意味にしたがってなされるべきとする立場（修正された意思主義）では、表示に付与した当事者双方の主觀的な意味が齟齬している場合には、契約不

成立とするのではなく、どちらの当事者が表示に与えた意味が正当であるかを基準として、他方の当事者の帰責性を考慮して、正当な意味で契約が成立すると考える。

修正された意思主義の立場では、本問では、契約書には「乙」50本と表示されているものの、「乙」50本という表示に与えたAB両者の主観的な意味は「甲」50本であるといえる。したがって、AB間の売買契約の目的物は「甲」50本だということになる。したがって、AはBに対して「甲」50本の引渡しを請求でき、BはAに対して25万円の支払いを請求できる、とする結論に至る。

第二は、表示主義からのアプローチである。仮に、表示主義の立場を貫徹すると、小問(1)で論じたとおり、AB間の売買契約の目的物は「乙」50本になり、これに対して、買主Aが錯誤取消を主張することになる。しかし、この処理は妥当とは思われない。なぜならば、本問では、AB間の売買契約の目的物は「甲」50本である点においてAB双方の内心は一致しており、それにも拘わらず、Aの錯誤取消によりAB間の売買契約を失効させてしまうことは、AB双方にとって不本意なことだからである。私的自治の原則からは、契約当事者の内心が一致している以上、内心にしたがって法律効果が生じると考えることは、必ずしも不適切ではない。このように、共通錯誤のうち契約当事者の内心が一致している場合には、表示主義をとりつつも、例外的に、当事者の主観にしたがって契約が成立すると考えるべきである。

このように、表示主義を前提に例外処理を認める立場では、本問では、契約書には「乙」50本と表示されているものの、「甲」50本である点においてAB双方の内心は一致しているから、AB間の売買契約の目的物は「甲」50本だということになる。したがって、AはBに対して「甲」50本の引渡しを請求でき、BはAに対して25万円の支払いを請求できる、とする結論に至る。

## 【設問】 II

本問は、制限種類物売買において原始的に品質悪化が生じていた際の、解除と錯誤（性状の錯誤、基礎事情錯誤）による取消を問う問題である。

本問では、AB間の売買契約は、売主Bが倉庫に保有する「甲」のうち50本の売買であるから、制限種類物売買である。そして、買主Aが味見をしたうえ、その値段を「甲」1本5000円と設定したのだから、売買目的物の品質は（劣化していない）1本5000円の価値を有する「甲」が基準となる。

AB間で甲の売買契約が締結された時点において既に、Bが保有する全ての「甲」の品質が悪化していたのだから、売買目的物に生じた原始的な瑕疵が問題となる。かつ、追完は不能である。本問では、既に「甲」50本が納品されているから、売主Bの契約不適合責任が問題となる（民562条以下）。本問では、催告によらない解除として、AがBに対して解除権を行使しうる（564条・民542条1項1号）。なお、催告による解除も可能と考えられる（民541条）。

他方、本問では、売買目的物の原始的な瑕疵が問題となるので、買主Aの解除権の行使と併存して、買主Aの性状の錯誤（動機の錯誤、基礎事情錯誤）による取消権の行使が問題となりうる（民95条1項2号）。

基礎事情錯誤に関しては、【設問】I(1)で述べた表示行為の錯誤の成立要件に加えて、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたことが要件となる（民95条2項）。この表示が必要とされる理由は、基礎事情が表示されることにより契約内容になることに求められる（契約内容化説）。本問では、Aが味見をして、Bと交渉のうえ、「甲」1本500円として値段設定していることから、表示があったと解することも可能である。以上より、Aは売買契約を錯誤により取り消すことも可能と考えられる。Aが契約を解除するか取り消せば、契約は遡及的に無効となる（取消につき、民121条）。

【注】本問は、「売買契約の効力を否定したいと考えている。この場合に、Aはどのような主張をなしうるか。」との設問なので、契約不適合責任としての追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権などの指摘は（民562条以下）、評価の対象外である。

以 上